平成３０年（フ）第４０９号
東京都立川市一番町１丁目61番地の５天王橋コーポ301号
債務者　吉見満月子
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月21日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第３０号
長崎県佐世保市下船越町330番地
債務者　山田　初実
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月15日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成３０年（フ）第３１号
長崎県佐世保市花高３丁目５番２－104号、前住所長崎県佐世保市陣の内町115番地８小瀬良アパート101号
債務者　吉谷　一成
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月15日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成３０年（フ）第３８号
長崎県佐世保市大和町1481番地１　山本アパート102号
債務者　岡　　恵
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月15日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成３０年（フ）第５６号
愛知県豊橋市新吉町73番地（Ｅ－104）、従前の住所愛知県豊橋市平川南町126番地
債務者　高津　和大
1　決定年月日時　平成30年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月25日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成３０年（フ）第５７号
愛知県豊橋市南島町１丁目53番地３（106）
債務者　西田　昌代
1　決定年月日時　平成30年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月25日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成３０年（フ）第３７０号
横浜市戸塚区柏尾町1186番地１　グリーンオークⅡ－201号
債務者　飯田　千恵（旧姓村田）
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３８１号
横浜市中区宮川町３丁目102番地　ローズコーポ101号室
債務者　松延かおり
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第５８５号
横浜市鶴見区上の宮２丁目24番12号
債務者　横井　　充
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第６０３号
横浜市戸塚区深谷町25番地　24－2433号
債務者　細谷　太悟
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第６８６号
横浜市神奈川区白幡東町24－１　ハイツ白幡109、住民票上の住所横浜市港北区篠原町3046番地　ヴィレッヂハイツ第３　105
債務者　杉山　　慎
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第７２７号
横浜市磯子区磯子６丁目５番12号
債務者　近藤　祐輝
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第７３５号
横浜市栄区飯島町1527番地１　グランシャリオ豊田103号
債務者　関根　　進
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第７３６号
横浜市金沢区谷津町220番地
債務者　小山　　一
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１５０号
東京都清瀬市中清戸４丁目847番地中清戸四丁目アパート８－103号
債務者　吉川とよ子
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月４日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第３７２号
横浜市南区白妙町５丁目65番地　阪東橋パークテラス802
債務者　関戸　将彦
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部